

## 新設合併と編入合併の比較

		新設合併	編入合併
定義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法人格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の条例定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。（合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とすることができる。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。（増加分は編入された区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、編入する市町村の議会の議員の残任期間に限り、在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採用することができる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は、全て失職する（新たに選任する）。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員は全て失職する。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する（新たに制定する）。	編入する市町村の条例・規則を適用する（合併に伴い必要な改正を行う）。

最近の合併の状況（昭和60年4月1日以降）

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	藤橋村	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	つくば市	桜村、谷田部町、豊里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
平成3年5月1日	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	鹿嶋市	大野村、鹿島町	編入
平成7年9月1日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設
平成13年1月1日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
平成14年4月1日	久米島町	仲里村、具志川村	新設

計 26 編入17、新設9